

# 令和5年度保育所入所申込みについて

## 1 保育所とは

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

## 2 佐久穂町の保育施設

公・私立別	施設名	所在地	電話	開所時間	定員	受け入れ年齢
公立	栄保育園	高野町 228	86-2186	7:30~19:00	150名	6ヶ月児～
公立	海瀬保育園	海瀬 2543-1	86-2187	7:30~19:00	100名	1歳児～
公立	八千穂保育園	畑 660	88-2252	7:30~19:00	170名	6ヶ月児～
私立	認定こども園 ちいろばの杜	八郡 2893	78-3919	7:40~18:40	10名 (保育利用)	1歳児～

## 3 教育・保育給付認定

保育施設等の利用を希望する場合には、保育の必要性について町から認定を受ける必要があります。

認定の申請は、保育所の入所申込みと同時に行います。

認定区分	認定事由	利用できる施設	利用できる時間
1号認定	満3歳以上で教育を希望される方、保育を必要とする事由に該当しない方	幼稚園 認定こども園(教育利用)	教育標準時間
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする事由に該当し、保育所の利用を希望する方	保育所	保育標準時間 保育短時間
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする事由に該当し、保育所の利用を希望する方	認定こども園(保育利用)	※詳細は『4 保育の必要量』をご覧ください

※新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は、別途子育てのための施設等利用給付認定申請が必要です。

## 4 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分類されます。

保育必要事由	保育必要量認定区分
1 就労	1ヶ月の勤務(労働)時間が48時間以上120時間未満「保育短時間」 1ヶ月の勤務(労働)時間が120時間以上「保育標準時間」
2 妊娠・出産、5 災害復旧、 8 虐待・DV	原則として「保育標準時間」 ※ただし、申出により「保育短時間」に変更可
上記以外	原則として「保育短時間」 ※ただし、特別な事由がある場合には申立てにより「保育標準時間」に変更可

※父母の区分が「保育標準時間」と「保育短時間」にわかれる場合は「保育短時間」が優先されます。

◆保育標準時間 → 最長11時間保育 ◎認定区分を超えた保育は延長保育となります。

(町立保育園 7:30~18:30まで、ちいろばの杜 7:40~18:40まで)

◆保育短時間 → 最長8時間保育 ◎認定区分を超えた保育は延長保育となります。

(町立保育園 8:00~16:00まで、ちいろばの杜 7:40~15:40まで)

## 5 入所申込に必要な書類

- (1)施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請兼入所申込書 様式第1号(第3条関係)  
 (2)「6 保育を必要とする事由及び添付書類」で該当する事由の添付書類(世帯員全員分)



## 6 保育を必要とする事由及び添付書類

	保育必要事由	具体的内容	適用条件(利用期間)	添付書類
1	就労	保護者が昼間居宅外、または居宅内で労働していることを常態としていること。	1ヶ月の勤務時間が48時間以上あること。	会社等にお勤めの方 <input type="checkbox"/> 就労証明書 農業・自営業の方 <input type="checkbox"/> 就労証明書 ※(注)
2	妊娠・出産	母親が妊娠中であるか、または出産後間もないこと。	産前・産後各3ヶ月の計6ヶ月間。	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し(氏名及び出産(予定)日の記載されている頁)
3	疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身に障害などがあること。	疾病・障害のため保育を必要とする期間。	障害者手帳をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 手帳の写し それ以外の方 <input type="checkbox"/> 医師の診断書等
4	介護・看護	保護者が家族の介護(看護)に常時あたっていること。	介護(看護)のため保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 介護(看護)されている方の状況が確認できる書類
5	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。	災害復旧のため保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
6	求職活動	保護者が求職活動(起業準備中を含む)を行っていること。	入所から3ヶ月間。	<input type="checkbox"/> 求職申立書
7	就学	保護者が学校に通っていること。(職業訓練校等における職業訓練を含む)	就学のため保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証の写し
8	虐待・DV	保護者及び児童が虐待やDVを受ける恐れがあること。	虐待・DVのため保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 状況が確認できる書類
9	育児休業	保護者の育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがおり継続利用が必要であること。	保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 就労証明書(項目No.12からNo.15について証明)
10	その他	上記1から9までに類する状態として町長が必要と認めた場合。	保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 申立書及び必要に応じて保育を必要とする状況がわかる書類

※(注)定員超過で調整が必要な場合は、上記以外に別途確認書類の提出をお願いすることがあります。

- ・保育所は上記のいずれかに該当する場合に利用できます。「下の子の育児に手がかかる」、「同年代の友達と遊ばせたい」、「集団生活に慣れさせるため」等の理由では利用することはできません。
- ・保護者が育児休業中の場合、原則として3歳未満児の利用はできません。

## 7 入所申込書の受付日時

令和4年10月18日（火）午前8時30分から正午まで

入所を希望する保育所（栄保育園、海瀬保育園、八千穂保育園、ちいろばの杜）にお子さんをご一緒にお越しください。※受付日当日に発熱等の風邪症状がある場合や、都合が悪い場合は各保育所までご連絡ください。

### 【ちいろばの杜への入所を希望される方へ】

認定こども園ちいろばの杜の入所にあたっては、直接施設へお問い合わせください。

（ちいろばの杜ホームページ：[chiirabayachiho.wixsite.com](http://chiirabayachiho.wixsite.com)）

## 8 令和5年4月以降に入所を予定している方

来年度の途中に入所を予定している方も上記の日程で受け付けます。育児休業等の期間が決まっており、年度途中で入所が見込まれる場合は申し込みをお願いします。急な申し込みの場合、希望する保育所への入所が出来ないことがあります。

## 9 広域入所について

保護者の勤務等の事情により、町内の保育所への通所が困難であり他市町村の保育所へ入所を希望される場合は、教育委員会こども課へ直接ご相談ください。

◎入所申込書は10月18日（火）までに教育委員会こども課へご提出ください。

## 10 入所仮申込みについて

これから転入予定で、令和5年4月以降に保育所への入所を希望される方は、公立保育園のみ入所仮申込書の提出を受け付けております。教育委員会こども課までご提出ください。（郵送可）

## 11 入所決定について

教育・保育給付認定及び保育利用決定については、令和5年2月中旬頃までに通知します。

## 12 保育料

保育料は3歳以上児については全額無料となります。3歳未満児については4～8月分については令和4年度、9～3月分については令和5年度の市町村民税額により決定します。市町村民税額の算定に当たっては、児童の保護者及び配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行いますが、当該者以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額も含め判定を行います。

## 13 入所説明会の日程

町立保育園については、下記の日程で入所説明会を行いますのでご出席ください。日程の詳細につきましては入所決定後にご案内いたします。

施設名	日程	施設名	日程
栄保育園	令和5年2月17日（金）	海瀬保育園	令和5年2月13日（月）
八千穂保育園	令和5年2月14日（火）	ちいろばの杜	施設から入所者へ直接ご案内します

<お問い合わせ>

各保育所または教育委員会こども課保育園係 TEL0267-86-4940